

鳥取県美術展覧会運営委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県美術展覧会運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、運営に必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 運営委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項について調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 鳥取県美術展覧会（以下「県展」という。）に関すること。
 - ア 県展の出品規定に関すること。
 - イ 県展の無鑑査作家の資格得喪に関すること。
 - ウ 県展の審査員の決定に関すること。
 - エ その他県展の運営に必要な事項に関すること。
- (2) 鳥取県ジュニア美術展覧会（以下「ジュニア県展」という。）に関すること。
 - ア ジュニア県展の開催要項に関すること。
 - イ ジュニア県展の審査員の決定に関すること。
 - ウ その他ジュニア県展の運営に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 前条に規定する事項を調査審議するため、委員会に次のとおり部会を設置する。

- (1) 前条第1号に定める事項を調査審議する部会の名称
鳥取県美術展覧会運営部会（以下、「県展運営部会」という。）
 - (2) 前条第2号に定める事項を調査審議する部会の名称
鳥取県ジュニア美術展覧会運営部会（以下、「ジュニア県展運営部会」という。）
- 2 部会の所掌事務に関する事項は、各部会の議決をもって鳥取県美術展覧会運営委員会の議決とする。
 - 3 各部会に属すべき委員は次のとおりとし、鳥取県が選考し、知事が任命する者をもって組織する。

部会	委員の選考基準	委員定数
県展運営部会	県内の美術団体、市町村、市町村教育委員会、県内の博物館・美術館等からの推薦等に基づいて鳥取県が選考した各部門（洋画、日本画、版画、彫刻、工芸、書道、写真、デザイン）の代表者	各2名 (計16名)
	鳥取県立博物館、倉吉博物館、米子市美術館、日南町美術館の代表者	各1名 (計4名)
	学識経験者	3名以内
	合計	23名以内
ジュニア県展運営部会	学校関係者（元学校関係者を含む。）又は学識経験者等美術関係者	10名以内

- 4 委員の任期は任命の日から翌年度の3月31日までとし、再任を妨げないものとする。なお、県展運営部会の委員については、連続する再任は1期までとする。
- 5 委員に欠員が生じた場合は、その後任として任命した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(構成等)

第4条 各部会に会長及び副会長を各1名置くものとし、前条第3項の規定により知事が任命した委員のうちから、互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又はかけた時はその職務を代理する。

(会議)

第5条 各部会の会議（以下、「会議」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。
 - (2) 会議の議長は、会長をもって充てる。
 - (3) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 会議は、鳥取県地域社会振興部推進部文化政策課長が招集する。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、鳥取県地域社会振興部文化政策課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか県展運営部会及びジュニア県展運営部会の運営に必要な事項は、鳥取県地域社会振興部文化政策課長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月23日から施行する。
- 2 平成29年度中に任命した委員の任期については、第3条第4項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。
- 3 鳥取県美術展覧会要綱（平成26年2月5日付201200172445号鳥取県文化観光局長通知）及び鳥取県ジュニア美術展覧会運営委員会要綱（平成26年3月13日付201300191315号鳥取県文化観光局長通知）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和元年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月17日から施行する。